

小損害実損てん補特約で
“もしも”の時も安心



三重県の農業者のみなさんへ



建物共済

火災に備えて

火災共済

1棟(家具類なども含めて)

6,000万円まで加入できます

火災と自然災害に

総合共済

1棟(家具類なども含めて)

4,000万円まで加入できます

火災共済

プラス

総合共済

合わせて

1億円

まで加入できます

● 対象となる事故

	 火災	 落雷	 外部からの物体の衝突等 (一部内部も含む)	 破裂・爆発
火災共済	○	○	○	○
総合共済	○	○	○	○

	 給排水設備に生じた事故等による水ぬれ (自然災害を除く)	 盗難によるき損、汚損	 騒乱に伴う破損
火災共済	○	○	○
総合共済	○	○	○

	 風水害	 雪害	 土砂崩れ	 地すべり
火災共済	×	×	×	×
総合共済	○	○	○	○

	 地震、噴火、津波※1
火災共済	×
総合共済	○

総合共済 は **火災共済** の対象事故に自然災害や地震などによる損害が**プラス**されます。
地震保険料控除対象です。(地震部分の掛金のみ)

※ 1 建物の損害割合が5%以上となった場合に対象となります。支払いは加入金額の50%が限度です。
注：床下の浸水は対象外となります。

火災共済の対象事故に自然災害をプラス補償！



再取得価額の計算方法

建物

再取得価額の計算方法

建物の再取得価額は、建物の㎡当たり単価に㎡数を乗じて求めます。㎡当たり単価は用途と構造を用いて設定された単価を用いています。

☆1

$$\text{再取得価額} = \text{㎡当たり単価} \times \text{㎡数}$$

平均的単価は、下表のとおりです。
仕様によっては、増減する場合があります。

☆2

建物の用途	㎡当たり単価	
	一般造 (木造)	耐火造 B (鉄骨造)
住宅	18万円	19万円

建物の用途	㎡当たり単価	
	一般造 (木造)	耐火造 B (鉄骨造)
作業場・倉庫	7万円	10万円

門、垣、塙、カーポート等の工作物を補償の対象に加える場合はご相談ください。

家具類

再取得価額の計算方法

家具類簡易評価表による再取得価額

(単位:万円)

世帯人数 (子ども含む)		単身	2人		3人			4人				5人			
大人人数		1人	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	~2人	3人	4人	5人
住宅 延面積	66㎡未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
	66㎡以上 132㎡未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
	132㎡以上 231㎡未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
	231㎡以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

大人とは18歳以上の世帯員を指します。ただし大学生については除きます。大人人数が5人を超える場合は大人1人につき220万円の加算を行います。

家具類の分類について

TVアンテナ、エアコン、照明器具など建物にボルト等で固定されており、簡単には移動できないもの(配線等含む)は家具ではなく建物の一部として扱い、建物の加入割合に応じて補償します。

●上記以外の固定されていないものが家具類となり、**家具類の加入割合に応じて補償**します。

家具類(衣類、テレビ、タンス、テーブル、椅子、冷蔵庫、洗濯機、ベッド、ストーブ等)

●引受対象外(貴金属、宝石、骨董品、絵画、その他美術品で1個の価額が30万円を超えるもの、営業用什器、備品、商品、製品、動物、植物、通貨、有価証券、電子データ等)

落雷による家具類の被害は家具類へのご加入が必要です。

加入割合をご存じですか？

共済金の計算方法は再取得価額に対する**加入金額**の割合(加入割合)に応じて共済金を支払います。

<再取得価額の計算方法は再取得価額(共済価額)欄☆1を参考にしてください。>

加入を希望する建物の価額が再取得価額(共済価額)欄☆2の㎡当たり単価とかけ離れている場合はご相談ください。

建物共済は引受時に建物の価額を評価するのではなく、被害発生時の再取得価額を基に共済金を計算します。他保険等含めて建物の再取得価額まで加入ができます。



建物共済掛金表(1年間)

(単位: 円)

建物の用途	構造	特 約 ※小損害実損てん補特約は、特約 加算額が加算されます	火災共済		総合共済	
			加入金額1万円 当たり掛金	加入金額	加入金額1万円 当たり掛金	加入金額
				1,000 万円		1,000 万円
住 宅 ア パ ー ト 納 屋 農 作 業 場	一般造	小損(50万円)+臨費30%	8.0 (+ 680 円)	8,680	28.3 (+ 3,780 円)	32,080
		臨費30%	7.9	7,900	28.2	28,200
		なし	6.7	6,700	25.1	25,100
	耐火造B	小損(50万円)+臨費30%	5.1 (+ 680 円)	5,780	26.0 (+ 3,780 円)	29,780
		臨費30%	5.1	5,100	26.0	26,000
		なし	4.3	4,300	23.2	23,200
	耐火造A	小損(50万円)+臨費30%	2.9 (+ 680 円)	3,580	24.2 (+ 3,780 円)	27,980
		臨費30%	2.8	2,800	24.1	24,100
		なし	2.4	2,400	21.7	21,700
併用住宅 事 務 所 神 社 寺 院 民 宿	一般造	小損(50万円)+臨費30%	13.8 (+ 680 円)	14,480	33.0 (+ 3,780 円)	36,780
		臨費30%	13.7	13,700	32.8	32,800
		なし	11.6	11,600	29.0	29,000
	耐火造B	小損(50万円)+臨費30%	7.7 (+ 680 円)	8,380	28.0 (+ 3,780 円)	31,780
		臨費30%	7.5	7,500	28.0	28,000
		なし	6.5	6,500	24.9	24,900
	耐火造A	小損(50万円)+臨費30%	3.1 (+ 680 円)	3,780	24.4 (+ 3,780 円)	28,180
		臨費30%	3.0	3,000	24.4	24,400
		なし	2.6	2,600	21.9	21,900

小損とは、小損害実損てん補特約です。臨費とは、臨時費用担保特約です。

一般造とは、耐火造 A、耐火造 B に該当しないものです。

耐火造 B とは、鉄骨造(柱・はり・小屋組・棟木・母屋が鉄骨で組み立てられた建物)で、外壁のすべてが不燃材料で造られたものを指します。

耐火造 A とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造です。

建物の用途に記載のない物件については、お問い合わせください。



損害共済金の計算方法 (比例てん補方式で計算します)

○一般造

延べ面積 200㎡ 再取得価額 3,000万円の場合

火災等の場合

火災共済・総合共済

$$\text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%} = \text{損害共済金} \left(\begin{array}{l} \text{加入金額を} \\ \text{支払限度とします。} \end{array} \right)$$

加入金額	1,000 万円 加入割合 33.3% (1,000 万円 / 3,000 万円)	3,000 万円 加入割合 100% (3,000 万円 / 3,000 万円)
損害額	火災により住宅の一部に 50 万円の被害	
共済金	208,333 円 $50 \text{ 万円} \times \frac{1,000 \text{ 万円}}{3,000 \text{ 万円} \times 80\%}$	500,000 円 $50 \text{ 万円} \times \frac{3,000 \text{ 万円}}{3,000 \text{ 万円} \times 80\%}$

風水害・その他自然災害の場合

総合共済

$$\left(\text{損害額} - \begin{array}{l} \text{再取得価額の5\%} \\ \text{または1万円の} \\ \text{いずれか低い額※1} \end{array} \right) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額}} = \text{損害共済金}$$

加入金額	1,000 万円 加入割合 33.3% (1,000 万円 / 3,000 万円)	3,000 万円 加入割合 100% (3,000 万円 / 3,000 万円)
損害額	台風で屋根に 50 万円の被害	
共済金	163,333 円 $(50 \text{ 万円} - 1 \text{ 万円}) \times \frac{1,000 \text{ 万円}}{3,000 \text{ 万円}}$	490,000 円 $(50 \text{ 万円} - 1 \text{ 万円}) \times \frac{3,000 \text{ 万円}}{3,000 \text{ 万円}}$

※1 再取得価額の 5%または 1 万円のいずれか低い額を小損害免責として差し引きます。

地震・噴火・津波の場合

総合共済

$$\text{損害額} \times \frac{\text{加入金額} \times 50\%}{\text{再取得価額}} = \text{損害共済金} \left(\begin{array}{l} \text{加入金額の50\%を} \\ \text{支払限度とします。} \\ \text{ただし、損害割合5\%未満は} \\ \text{支払対象外となります。} \end{array} \right)$$

加入金額	1,000 万円 加入割合 33.3% (1,000 万円 / 3,000 万円)	3,000 万円 加入割合 100% (3,000 万円 / 3,000 万円)
損害額	地震で屋根に 200 万円の被害	
共済金	333,333 円 $200 \text{ 万円} \times \frac{1,000 \text{ 万円} \times 50\%}{3,000 \text{ 万円}}$	1,000,000 円 $200 \text{ 万円} \times \frac{3,000 \text{ 万円} \times 50\%}{3,000 \text{ 万円}}$

家具類の共済金も建物と同様の計算方法で算出します。(地震の場合は別途)



おすすめ特約

特約を附帯するには申込みが必要です。

小損害実損てん補特約

損害の額が30万円または50万円から選択した金額を、加入割合に関係なく、実損害額でお支払いすることができます。

火災共済

総合共済

30万円

480円

2,230円

50万円

680円

3,780円

が共済掛金に
加算されます。

例

再取得価額…2,000万円

加入金額…1,000万円

小損害実損てん補特約50万円を選択 台風で屋根に40万円の被害

総合共済	特約なし	特約あり
共済掛金	25,100円	28,880円
共済金	195,000円	400,000円

注：1棟につき、火災共済及び総合共済の加入金額の合計が1,000万円以上の場合に附帯できます。地震・噴火・津波による損害または自然災害で1万円未満の損害は対象外となります。

臨時費用担保特約

最大で損害共済金の30%を共済金に加えてお支払いすることができます。

○共済掛金例

(一般住宅に加入金額1,000万円、臨時費用給付割合30%を選択した場合)

掛金

火災共済

7,900円

総合共済

28,200円

損害共済金 100万円 + 臨時費用共済金 30万円 = 支払共済金130万円

ほかの臨時費用給付割合(10%、20%)も選択できます。

注：この特約は一回の共済事故につき1建物ごとに250万円を限度とします。地震・噴火・津波による損害は対象外となります。

こんな補償もついています!

■ 失火見舞費用共済金

自宅から発生した火災、破裂・爆発事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じたとき、近隣への失火見舞費用として一世帯当たり50万円(加入金額の20%を限度)をお支払いします。(煙損害・臭気付着損害を除く)

■ 残存物取片付け費用共済金

損害を受けたとき、損害共済金の10%を限度としてお支払いします。(実費の範囲内)(地震・噴火・津波による事故を除く)

■ 損害防止費用共済金

火災等の事故で損害の防止・軽減に要した費用(消火薬剤取替費用等)に対してお支払いします。

ただし、自然災害による場合は対象となりません。

■ 水道管凍結修理費用共済金

水ぬれを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費で補償します。(1事故当たり10万円を限度)

■ 特別費用共済金

共済事故で全損のとき、加入金額の10%(200万円を限度)をお支払いします。(地震・噴火・津波による事故を除く)

■ 地震火災費用共済金(火災共済のみ)

地震等を原因とする火災によって半焼以上の被害が生じたとき、加入金額の5%をお支払いします。

収容農機具の補償もあります

■ 対象農機具

建物に収容中の農機具(乾燥機、粃すり機等)

注:盗難は補償の対象外です。トラクター、コンバイン、田植機等については「農機具損害共済」へのご加入をおすすめします。

■ 再取得価額

加入建物に収容されている全ての農機具の購入時価額の合計額

■ 対象となる事故および掛金率、共済金計算方法

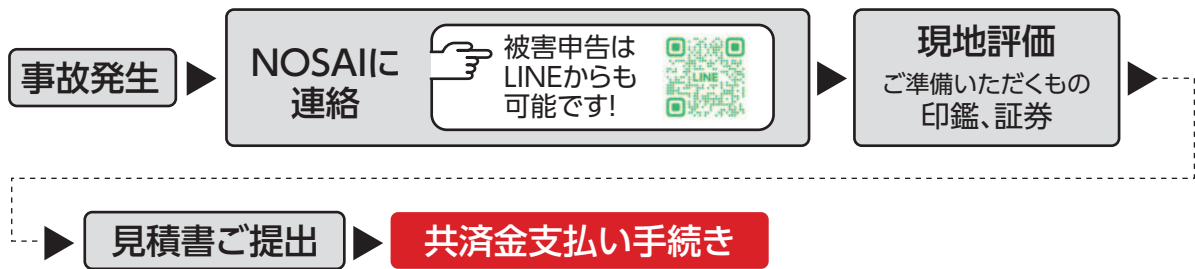
加入建物の火災共済または総合共済と同じです。

小損害実損てん補特約や臨時費用担保特約の附帯をおすすめします!

落雷による家電製品の被害や台風による瓦の被害など、小さい被害であっても補償が手厚くなります。詳しくは、 おすすめ特約をご覧ください。



共済金お支払いまでの流れ



注：事故発生時は速やかに連絡してください。

損害評価時に損害箇所が復旧済の場合は共済金をお支払いできないことがあります。

⚠ 注意！こんなときは損害共済金をお支払いできません。 お支払いできない項目をご確認ください。

- ① 加入者(共済金受取人)またはその法定代理人の故意、重大な過失によって生じた損害
- ② 同世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ③ 事故の際の紛失または盗難
- ④ 共済目的の性質または欠陥・消耗によって生じた損害(老朽化による雨漏り等)
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、内乱・革命等によって生じた損害
- ⑥ 核燃料およびその汚染物質の特性等に起因する事故によって生じた損害
- ⑦ 共済掛金等をお支払いいただく以前に生じた損害
- ⑧ 損害発生通知を怠り、または故意もしくは重大な過失により不実の通知をしたり、損害調査を妨害したとき
- ⑨ 損害防止義務に従わなかったとき
- ⑩ 「告知義務」、「通知義務」、「重大事由による解除」により契約を解除したとき
- ⑪ 共済金請求を3年間怠ったとき
- ⑫ 獣害
- ⑬ 雨漏りのみ、老朽化による損害

次の事実が発生した、もしくは発生する予定である場合は、必ずNOSAIにご連絡ください。

- ① 加入している建物等について他保険、他共済と保険契約を締結する。
- ② 加入している建物等を譲渡する。
- ③ 加入している建物等を解体する。
- ④ 加入している建物等が破損した。
- ⑤ 加入している建物等の改築、増築もしくは構造変更や修繕を行う。(建物の価額に変化が生じる行為)
- ⑥ 加入している建物等の用途変更。(住宅→店舗、民宿等)
- ⑦ 加入している建物等について危険が著しく増大すること。(農産物乾燥機の動力増大、店舗内での火力使用等)
- ⑧ 上記のほか、加入時の告知内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは「建物共済約款」をご参照ください。

契約等についてのお問い合わせ先

事務所名	所在地等	管 轄
農業共済会館 (資産共済セクション)	〒514-0008 津市上浜町 6-81-11 ☎ 059-224-0503	県内全域

被害についてのお問い合わせ先

事務所名	所在地等	管轄市町
北勢会館 (北勢地域セクション)	〒511-0902 桑名市松ノ木 4-7-89 ☎ 0594-33-1117	桑名市 木曽岬町 東員町 いなべ市 四日市市 朝日町 菰野町 川越町
農業共済会館 (中央地域セクション)	〒514-0008 津市上浜町 6-81-11 ☎ 059-224-0505	鈴鹿市 亀山市 津市 伊賀市 名張市
南勢会館 (南勢地域セクション)	〒519-2181 多気郡多気町相可 1687-4 ☎ 0598-38-3331	松阪市 多気町 明和町 大台町 伊勢市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町 鳥羽市 志摩市 尾鷲市 紀北町 熊野市 御浜町 紀宝町